

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和3年10月20日
- 2 開会年月日、時間 令和3年10月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第21号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第22号 青年等就農計画認定に係る意見について
報告 第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より10月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、4番平松幸明委員、8番牧けい子委員の両名をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号1について、13番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員：譲受人に聞き取りをしてみました。

譲渡人は高齢で、経営規模の縮小を希望されています。譲受人は社会福祉法人で、申請地は、実はこれまでも地主である譲渡人から依頼を受けて譲受人が借りる形で耕作をしてきている所なのですが、今回、購入するという事で話がまとまりました。

譲受人についての情報は、以前審議した議案のなかでも説明していますが、農機具は、軽トラック3台、トラクター2台、モア3台、耕うん機4台等となっております。現在、入所者は20人いて、職員が8人程度とのことです。

特に問題は無いと思います。以上です。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は許可とします。続いて、番号2および番号3について、関連していますので、一括して事務局より説明願います。

事務局：この案件は、中条地区担当の竹内委員にご説明をお願いしていましたが、本日は欠席されているため、今回は私より説明申し上げます。

地図は2ページをご覧ください。申請地はくだもの街道の東側、松村団地の南東の角に接続している所です。

譲渡人は、番号2の方は安曇野市にお住まいで施設入所中、また、番号3の方は福原の農家の方です。譲受人は松村の方で、番号2の申請地の西側隣接地にお住まいです。

譲受人は自営業者で、現在耕作している農地は全く無いのですが、農業に参入し、多角経営をしたいと考えています。番号2の申請地は、地図でご覧いただくと、以前は北に続く3筆を含め1筆の大きな農地だったのですが、ご覧のとおり現在は分筆されており、譲渡人としては宅地として売却しようと考えていました。これを見て、譲受人は、自宅の東隣接地に当たるこの土地を畑として購入し、耕作をしようと考えたため、このたびは第3条の申請となっております。

次に、番号3の申請地については、地図の3ページをご覧ください。場所は長野電鉄線のすぐ北のところ。この水田については、番号2の話きっかけに米作りも始めようと、番号3の譲渡人に自分から賃貸借契約を申し入れたものです。

譲受人が多角経営を開始するには、農家要件である1,000㎡を、番号2および番号3の農地面積を合算することにより満たすことができます。このため、いずれかのみの許可ということとはできない状況です。

譲受人の状況について説明します。先に説明したとおり、本日現在は耕作地ゼロで、非農家であります。労力は本人と奥様の2名となっております。計画している作物は、番号2の畑は、玉ねぎ、キャベツ、ネギといった野菜で、番号3の田ではコメです。所有する農機具も所有物は軽トラック1台のみで、あとは番号3の貸付人から借りるものとして、田植機1台、ハーベスター1台、耕うん機1台を挙げています。通作距離につい

ては、畑は自宅の目の前、水田の方は自宅から 2.3 キロあります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

3 番岩崎委員：譲受人の方は全く農業経験が無くて、研修のようなものも受けないままで、始められるのでしょうか。

事務局：番号 2 の畑の方は、家の目の前で、庭のような感覚にもなると思いますし、とりあえず自家用の野菜の栽培をすると言うならまだ何とかしてやってはいけるだろうと思います。しかし、番号 3 のコメは、経験が無いと自力ではできないと思っています。申請者は、貸付人から農機具を借りてやる、との計画で申請されていますが、技術的な側面でもこの貸付人に面倒をみてもらうという予定と聞いています。

この水田は、貸付人が自作地として今年もコメを育てている土地で、むしろ、貸し借りが始まって、貸付人が一緒になって管理していく予定だと言っています。

3 番岩崎委員：そのような方法を取ることにについて、法律的に要求などは無いのですか。

事務局：借受人が、借受人だけで耕作できなければ許可や決定をできない、という規定はありません。

たしかに、普通だったら当然にして耕作できる人が借り受けることになるはずですが、そうすると、今日現在で非農家の人が参入することは全くできないし、この方は多角経営といっても新規就農者のような営農規模を想定しているわけではないので、自営業と言っている事業は継続しながら、農業にも手を出すということですから、最低限のこととして、譲り受ける土地を遊休農地化せずに管理できるかどうかという部分で、そこを守ってもらえれば、と思っていますが、この説明で委員さん方の判断を仰ぎたいと考えます。

4 番平松委員：差し支えなければ、自営業というのはどんなことをしているのか、農林業関連なのか、それとも全く別の仕事なのか、教えてください。

事務局：私からの説明には、竹内委員さんが今朝急に欠席されることとなって変更になったものなので準備不足のところがあり、その部分は不明でお答えしようにもできません。ただ、農業関連では全くないことは確かです。また、ご自宅の場所へ行って見ても、お店の看板などが下がっているような風でもありませんので、そういう意味でも分かりません。

8 番牧委員：番号 2 は、野菜を作る畑にしてはこの金額は高すぎると思うのですが、宅地にする意図があるのではないですか。

事務局：実はこの話には経過がありますのでお話しします。牧委員さんがご指摘のとおり、話の始めは自宅として利用する土地の拡張をしたかったものです。ご自宅が西側隣接地にある状態で、その敷地面積も約 300 m²ですが、ここは家屋でいっぱい状態で庭も駐車スペースもろくにありません。そこへ、隣の土地が分譲され、売りに出された現場を見て、本人としたら、宅地を拡張できることを望んだわけです。しかしこの方は耕作地ゼロの非農家です。普段なら 5 条申請で、申請したら話は先に進むのですが、転用申請するにはその転用事業の計画内容があまりに薄くて、これでは許可の見込みが立たないということで転用の申請の受付は拒否させていただきました。議案書では申請地

の面積は 301 m²ですが、このうち 2 筆目の方は土地改良区が地上権を持っていますので、開発は不可能。残りは 286 m²ですが、転用の計画内容は自家用車 2 台分の駐車場やトイレも無い子供部屋などだったので、それだけの内容だったらそんなに大きな面積は要らないだろうというのが受付拒否の理由です。ここは市街化調整区域ですから、開発は必要最低限に抑えるという基本姿勢があります。

そこで、申請者が考えたことは、折角だから土地を確保しながら野菜を作ると。今は庭も全然無い状態に住んでいるし、5 条申請で計画した時点で、もともと菜園はやりたかったし、ということだったわけです。

こちらからは、申請者が非農家ですので、申請に当たっては今回で面積ゼロの状態から一気に農家要件を満たす必要があります、そのこともクリアできるように準備して申請する必要がありますが、耕作できるならそういう方法もある、と話して、ともかく開発は諦めてもらいました。

8 番牧委員：分かりました。

議長：他に意見、質問があればお願いします。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 2 および番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 および番号 3 は許可とします。続いて、番号 4 について、10 番浅岡委員より説明願います。

10 番浅岡委員：地図は 4 ページです。譲渡人は中心でやっていた方の方が高齢になったため、親族に当たる譲受人がもともと借りて耕作していたところ、譲受人に売買の話が持ちかけられた、とのこと。今すでに代わりにやっているので、譲受人が花を栽培されていて、譲受人の息子夫婦がしっかり管理されています。

農機具は、軽トラック、草刈機、SS、その他花の栽培に関する農機具がしっかりそろっています。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 について、7 番小林委員より説明願います。

7番小林委員：地図は5ページです。

譲渡人の方は、その父親がこれまで農業をやっていたのですが体調を崩されて、本人は公務員です。この土地はもともと譲受人の従兄弟のものだったそうで、譲渡人の父親が、当時、ゆくゆくは家を建てたいと思い以前購入したのですが、その後で体調を崩されたため計画が頓挫してしまいました。それで結局、そのままこのブドウ畑は譲受人の従兄弟が管理されていたのですが、その従兄弟の方も体調を崩されたらしく、この譲受人に話が回ってきたということです。

譲受人の主な労力は、申請者の父親と妻の2名で、本人は勤めもあって土日農業という状況で、3名でやっています。農業機械は、もともと農家なので、乗用トラクター2台、SS、モア、高所作業車、棚下作業車、軽トラック2台を持っています。

もともと親戚の土地だったということと、譲渡人はもう農業はやらないということから、従兄弟の土地を買い戻したいとのご希望です。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号5は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は許可とします。続いて、番号6について、私より説明致します。

議長：場所は、地図の1ページ目で、ゴルフ練習場の南側にあります。

現況は畑で、野菜のハウスが残って建っています。

譲受人は、SS、軽トラック、軽バン、草刈機等を所有して農業を営んでいまして、経営規模拡大中であり、今回も規模拡大に取り組まれるようです。

野菜栽培の経験もありまして、ハウス等を有効活用して取り組む計画だと聞いております。

説明は以上です。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号6は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号6は許可とします。

議長：次に、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：申請地の場所は地図の 2 ページをご覧ください。申請地は、松の実団地の公会堂がある住宅地からくだもの街道に出たちょうど向かいの、くだもの街道沿いにあります。

転用目的は住宅、転用面積は 300 m²です。譲渡人は松村の方、譲受人は東町の方です。

それでは、議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。申請書の書面の 3 欄、転用計画の欄に記載のとおりですが、譲受人は現在家族 3 人で借家住まいをしています、そこが手狭なため、自宅の新築を考えています。

転用許可基準の立地基準については、申請地より東側一帯に 10ha 以上の規模の農地が連坦していることから第 1 種農地と判断されていますので原則不許可ですが、不許可の例外規定にある、住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資証明書および自己資金として妻の支出も有りで購入を確認致しました。申請地は譲渡人の所有地であり、抵当権等は設定されていません。

また、隣接地の状況については、申請書の 6 欄に記載がございしますが、西側は道路、北側と東側は畑、南側は宅地という状況です。ここに記載のとおり、生活排水は公共下水道へ接続、雨水は碎石敷き部分に敷地内浸透枡を設けて浸透処理をします。申請地は周辺の農地との段差がありませんので、切土や盛土はせず、駐車スペースはコンクリート舗装で、その他の部分は碎石敷きとするため、周辺の土地に土砂が流出する恐れはないとのことです。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。

それではご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

事務局：補足になりますが、土地利用計画図をご覧くださいと、駐車スペースの後ろが空きスペースになっていますが、ここは芝生を植えて庭として利用されたいとのことで、口頭で確認しております。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は異議なしとします。

次に、議案第 21 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 から番号 5 までの 5 件について、関連していますので、一括して

13 番鶴田委員より説明願います。

13 番鶴田委員：借受人は社会福祉法人です。これらの土地はすべて、同じ借受人がこれまでも利用してきているそうですが、農業委員会を通していなかったのが、今回改めて、正式に契約をするため申請をされました。番号 4 と番号 5 については農業委員会を通してありますが、更新せずに契約期間が切れたまま耕作を続けていました。ですので、ここで借受が決定された後も実質的に耕作地が増えるわけではございません。

申請地の場所は地図の 6 ページです。すべて借受人の拠点の近くにあつて、徒歩 5 分以内で行くことができます。

番号 1 の貸付人については、議案書には県外在住となっておりますが、申請地の近所に母親が住んでいまして、借受人との話は母親がしています。

番号 2 から 5 までの貸付人は、これまでは親世代が高齢になったので借受人に頼んで使ってもらっていた経過があるなかで、現在の所有者は兼業だったり高齢になったりという状況で、引き続きやってもらいたいという事情があり、その要望を受けての契約ということです。

借受人の情報については、先ほど第 3 条申請で説明したところですので省略します。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 から番号 5 までの 5 件は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 から番号 5 は決定とします。続いて、番号 6 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：借受人に確認をしてきました。

地図は 7 ページです。現在はブドウの棚だけが残っていて、木は植わっていない状態です。決定されれば、借受人がこの後ブドウの苗木を植える予定です。

この借受人については、8 月定例総会でも案件があつて説明をしていますが、農機具は SS、乗用草刈、軽トラックを持っています。労働力は本人と夫と、それから季節雇用の方が入るということで、問題なく耕作できると思われまふ。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 6 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 は決定とします。続いて、番号 7 について、事務局より

説明願います。

事務局：譲渡人は公益財団法人、譲受人は大島の方です。地図は 8 ページをご覧ください。申請地は第 1 フルーツセンターと小布施総合公園の間の区域内にあります。

この農地は、7 月の審議において現在の公益財団法人に所有権移転することを決定いたしましたので、今回は、そこから譲受人に売り渡される件、ということになります。

譲受人は大島にお住まいの方です。申請地の南側に畑を持っていて、このほど、元所有者との間で売買の話が進んだものです。

譲受人の状況について、労力は本人と妻の 2 名となっています。農機具はトラクター 1 台、SS1 台、乗用草刈機 1 台を所有しています。経験は十分あり、これまでも自己所有地において問題なく耕作していらっしゃいます。また、この譲受人には町内在住で長野県農業大学校に就学中の孫がいて、将来はこの孫の方が譲受人から営農継承する計画があります。

申請地はブドウ畑で、所有権移転後もブドウ栽培を続ける計画です。契約後も現況が変化することはありませんし、受け手として特段問題はないと思われま

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 は決定とします。

議長：次に、議案第 22 号、青年等就農計画認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、町担当者より説明をお願いします。

町担当者 笠原：まず、審議にあたり、この青年等就農計画制度の概要について説明させていただきます。

就農を控えた、あるいは新たに就農した青年等が自ら作成した「就農計画」について、町の認定を受けることにより、目標達成に向けて支援を受けることができるようになる最初の一步です。

主に「農業次世代人材投資事業、経営開始型」を 5 年間受給、具体的には 1～3 年目について年間 150 万円、4～5 年目について年間 120 万円を受給するもので、以下「経営開始型」と略させていただきますが、経営開始型の受給を希望する方や、新規就農者を対象にした無利子の融資制度である「青年等就農資金」の利用を希望する方から認定申請がござい

ただ、念のために申し上げますと、「農業次世代人材投資事業」は、令和 4 年度以降、「新規就農者育成総合対策」への大幅な改正が見込まれており、対象者が受け取る交付金額、先ほど 150 万円とか 120 万円などと申し上げましたが、その交付金額を含めて、制度の枠組みや仕組みについてまだはっきりしていない、かなり流動的などころがあります。

さて、話を青年等就農計画に戻しまして、小布施町の認定方法ですが、長野農業農村支援センター、これは旧長野農業改良普及センターですけれども、それと、ながの農協、小布施町農業委員会、そして町の4機関を構成員とする認定委員会を設置し、各機関に文書で意見を求めるものです。

今回の議案は、農業委員会としての意見について審議していただくものです。主に計画の達成見込みがあるかどうかについてご意見を頂きたいと思います。それではお手元の資料「青年等就農計画認定申請書」をご覧ください。

それでは、申請者の計画について説明させていただきます。

その前に、一点修正をさせていただきます。申請書を1枚おめくりいただきまして、青年等就農計画の真ん中辺りに、現状の年間農業所得欄があり、そこにマイナス58万6千円と記載がありますが、そこをマイナス140万9千円に訂正をお願いいたします。収支計画の修正の際に、こちらを修正し忘れたためです。

さて、4枚おめくりいただき、別添2の履歴書のページをご覧ください。申請者は1981年生まれ、東京都出身の39歳で、ご結婚されております。令和元年5月に東京、新宿のミライナタワーで開催された「マイナビ就農FEST」にご夫婦で就農相談会に来場されたのが最初のきっかけです。奥様の父親の実家が小布施町にあり、空き家になっていたこともあり、将来的にそこを改修して住居とすることを検討されて、就農先として小布施を希望されました。

この年の6月には早速、就農体験に来られ、その後9月と11月にも体験を希望され、都合3回、延べ12日間、就農体験を重ねていただき、小布施町での就農の決意を固めていただくとともに、研修に向けた準備を進めてきました。

令和2年1月に本人が先に小布施へ移住され、農業次世代人材投資事業、準備型を受給されながら、就農体験でご縁のあった松村の農家さんの下で、令和2年4月から2年間里親研修に入り、令和4年4月から新規就農者として独立予定となっています。

なお、小布施町にある空き家というのは、改修しないと移り住めない状況でしたので、研修期間中の現在はアパートで暮らしていますが、自身に内装業の経験があることから、自分で少しずつ改修を進めてきて、今ではほぼ完了しており、来年の3月頃には転居予定です。

次に、3枚めくってお戻りいただき、左ページの「農業経営の構成」をご覧ください。奥様が今月お子さんを無事ご出産されました。子どもが生まれたばかりで小さいこともあり、当面は申請者本人だけで農業を行い、奥様の方は、農業簿記の資格を取得されたようで、当面は経理面を担うことを考えておられます。それで、子どもが保育園へ入るようになったら、奥様も農作業に従事していく予定と聞いております。また、お互いの両親や、長野市にいる親戚に手伝いに来てもらうことも考えており、農繁期の労働力も見込めます。

右ページの「技術・知識の習得状況」にあるように、先ほどご説明しましたとおり、松村の農家さんの下で、ブドウの栽培技術等について学ばれています。

1枚めくってお戻りいただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は、クイーンルージュ、シャインマスカット等の「生食ぶどう」を予定しています。

次に農地についてです。5枚めくっていただくと、そこに農地一覧表がございます。研修中は自分名義で借りることができませんが、里親農家さんにお骨折りいただき、「農地一覧表」にある農地につきましては、今年4月から確保できる見込みです。研修期間中から棚を建てるなど園地の整備を行っていきまして、シャインマスカットとクイーンルージュが新植されており、独立就農する段階でシャインが3年目、クイーンルージュが4年目の木となります。面積は全体で44aの計画としています。

2枚めくってお戻りいただき、「収支計画」をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県指標を参考にしながらも、例えば、クイーンルージュの生産量を単収で申し

上げれば、1年目はまだ収量が安定しないこと、また先に申し上げたように新植してからまだ4年目の木で、まだ完全に棚を埋めきっていないということもあって、1年目は約4割程度、5年目は約9割程度というように、かための数字で見えています。県にはルーージュの指標がまだ無いためシャインの指標で比較しています。

「農業経営費」は、県の経営指標や里親農家さんの実費経費を参考にしながら、経費を算出しています。減価償却費は、中古で購入するSSや、ブドウ棚、ハウス倉庫、冷蔵庫、荷造場建替えなどの償却費を計上しています。「農業経営費」のうち出荷経費が1年目から徐々に増えていきますのは、生産量が年々増えるためです。

また、直接生産費が1年目に多いのは、開業に係る費用を1年目に823,244円計上しているためです。前に園地を借りておられた園主さんがクイーンルーージュを新植されましたのを、申請者が独立する日のために里親農家さんが引き継がれ、またシャインマスカットを新植して里親さんに立て替えてもらっている苗代を、1年目に種苗費として計上しています。生産量が徐々に増えるにつれ、例えばブドウの袋や雨よけ傘などの購入や、農薬や肥料等も使用する量が増えるため、直接生産費は増えることとなります。出荷経費も生産量が増えるにつれて増加しています。固定費は、土地の賃借料（地代）や車検代などを計上しています。

なお、農業委員会と同時並行で審査を依頼していた「長野農業農村支援センター」、「ながの農協」さんからは、中身について特に問題がない旨のお返事をいただいているところです。

説明は以上です。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

議長：収支計画のページを見ると、「農業経営費」のなかに「直接生産費」というのがありますが、左のページと右のページとで合計額が違う気がするのですが、どうしたことなのか説明をお願いします。

町担当者 笠原：租税公課を含んでいるかいないかの違いでこのようになっています。

議長：他にご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は異議なしとします。

議長：次に、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は六川の方、借受人は町内の社会福祉法人です。地図は1ページをご覧ください。該当地は、矢島交差点と北部共撰所に挟まれた区域内にあります。

平成29年6月1日より5年間の貸借契約を結んでいましたが、先ほどの議案第19号番号1において鶴田委員より説明がありましたとおり、このたび、貸借ではなく所有権移転をして受け手の自作地とすることになったため、これまでの貸借契約を合意解約したものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は松村の方、借受人は中子塚の方です。地図は3ページをご覧ください。該当地は、ライスセンターから1区画南へ進み、そこから東に1区画進んだ所です。

平成26年4月1日より貸借契約を結び、令和2年4月に契約更新も行い耕作を続けておりましたが、その借受人が高齢となって耕作することができなくなったので、このたび借受人から解約申入れがあったことを受けて、合意解約が成立したものです。

実際の解約日と土地引渡しの日は、来年2月末となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号3について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに押羽の方です。地図は9ページをご覧ください。該当地は、小布施バルブステーション付近のボックスから河川敷内へ出てすぐの所にあります。

平成31年2月1日より使用貸借の契約を結んでいましたが、借受人が高齢となり耕作することができなくなったので、このたび借受人の申入れにより合意解約をしたものです。

この畑は、この解約通知と同時に町農地バンクへの登録をしてありまして、現在、借り手を探しています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後3時06分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年10月29日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員